

## 革新的自殺研究推進プログラム運用指針

平成 29 年 8 月 2 日

自殺総合対策推進センター

「革新的自殺研究推進プログラムに関する基本方針」(平成 29 年 8 月 2 日 革新的自殺研究推進ガバニングボード、以下「自殺研究 GB」と表記する。)に基づき、革新的自殺研究推進プログラムの実施に必要な運用指針を定める。

ただし、各課題の内容、特性等により、本指針と異なる運用をすることを妨げない。

### 1. プログラムディレクター(以下、「PD」という。)の設置

革新的自殺研究推進プログラムを遂行するために、それぞれの研究課題について助言等を行い、その完遂を図るPDを設置する。

○PDは研究領域ごとに置き、公募により選出する。

○PDの任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

### 2. 研究課題推進委員会の実施

○研究課題の推進にあたっては、PDを議長とする研究課題推進委員会を実施し、その方向性や方法について有識者の意見を求める。課題推進委員会における調整が不調の場合、最終的な判断はPDが自殺研究 GB と相談のうえ行う。

### 3. 各研究計画について

○年度開始後に、各PDは各研究課題推進委員会による調整等を経て個々の研究課題をとりまとめ、自殺研究 GB に報告するとともに、年度末までの進捗状況に対して研究課題の代表者に対して必要な助言を行い、年度末には自殺研究 GB に研究成果の見通しについて報告を行う。

○各PDまたは自殺研究 GB の判断により、研究計画の一部を非公表とすることができる。

### 4. 評価

研究課題の策定及び評価は、自殺研究 GB がそのすべてを掌握する。

#### (1) 研究課題

##### ① 評価主体

○自殺研究 GB が行う。

○自殺研究 GB は、有識者を招いて開催することができる。

- 自殺研究 GB は、研究領域ごとに開催することもできる。
- PDが行う研究課題遂行に関する報告を参考にすることができる。

## ②実施時期

- 研究課題の策定は、自殺研究 GB が行う。
- 研究課題についての評価は、事前評価、年度末の評価とする。
- 終了後、一定の時間(原則として3年)が経過した後、必要に応じて追跡評価を行う。
- 上記のほか、必要に応じて年度途中等に評価を行うことも可能とする。

## ③評価項目・評価基準

「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成24年12月6日、内閣総理大臣決定)」を踏まえ、必要性、効率性、有効性等を評価する観点から、評価項目・評価基準は以下のとおりとする。評価は、達成・未達の判定のみに終わらず、その原因・要因等の分析や改善方策の提案等も行う。

- a) 意義の重要性、革新的自殺研究推進プログラムの制度の目的との整合性
- b) 目標(特にアウトカム目標)の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い
- c) 適切なマネジメントがなされているか。
- d) 最終評価の際には、見込まれる効果あるいは波及効果。終了後のフォローアップの方法等が適切かつ明確に設定されているか。

## ④評価結果の反映方法

- 事前評価は、研究課題公募の際に行い、課題採択時に計画等に反映させる。
- 最終評価は、当該年度までの実績に関して行い、終了後のフォローアップ等に反映させる。

## (2)結果の公開

- 評価結果は原則として公開する。
- 評価を行う自殺研究 GB は、非公開の研究情報等も扱うため、非公開とする。

## (3)自己点検

- 評価の前に、各課題の研究代表者による自己点検を行う。さらに、PDによるスーパーバイズを行う。
- PDによるスーパーバイズ基準は、評価項目・評価基準(前述)を準用する。
- 研究代表者による自己点検は、研究の進捗状況についても行う。

## (4)効率的な自己点検及び評価

- 自己点検及び評価を毎年度行うことを考慮して、自己点検及び評価は効率的に行う。